

令和3年度第2回 札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2021年10月21日（木）午後1時30分開会
場 所：カナモトホール 2階 第1会議室

■ 目 次 ■

1. 開 会	- 2 -
2. 報告事項	- 3 -
3. 議事事項	- 4 -
(1) 議事事項 1 札幌景観資産の指定について（意見聴取）	- 4 -
(2) 議事事項 2 景観資源の指定・登録の進め方について	- 14 -
令和 3 年度第 2 回札幌市景観審議会 出席者	- 29 -

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところご出席していただき、誠にありがとうございます。

委員14名中、11名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和3年度第2回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の上田でございます。審議に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策といたしましてリモートにての開催とさせていただいております。委員の皆様におかれましては、リモートでのご出席にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、当会場には、私ども事務局と傍聴者の皆様が、別室に欠委員、皆川委員、山本委員がおそろいです。当会場におきましても、審議中に換気を行い、各座席を離すなど、感染症対策を行っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、森委員、窪田委員、吉田委員からは欠席する旨のご連絡が入っております。

ここで審議中において各委員にご留意していただきたいことを2点ほど事前にお知らせさせていただきます。

質疑の際についてですが、リモート参加の皆様におかれましては、挙手の代わりに挙手ボタンで小澤会長に合図していただきますよう、ご協力お願いいたします。会場参加の皆様におかれましては、挙手をいただければ、事務局で挙手ボタンにより合図させていただきます。

また、カメラとマイクについてですが、カメラは常にオンにいただき、皆様のお顔が見える状態で進めさせていただきたいと思います。マイクについては雑音が入ることがございますので、基本的には、オフ、ミュートにいただき、発言時のみオンにいただきますようご協力お願いいたします。

途中で聞き取れない部分などございましたら、お手数ですが、その旨をお知らせください。

電波の状況により、ご発言ごとに間を開けていただくなど、ご協力をいただく場面もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

なお、本会議は、会議録作成のため、Zoomの録画機能を使用して記録しております。ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、報告資料1の景観プレ・アドバイスの実施についてです。こちらは、4件ありますけれども、このうち、3件分は非公開資料となっており、委員の皆様のための配付としております。そして、報告資料2の札幌景観資産の指定について（旧札幌麦酒製麦所）、議事資料1－1の札幌景観資産の指定について（モエレ沼公園概要）、議事資料1－2の札幌景観資産の指定について、議事資料2の景観資源の指定・登録の進め方についてです。

以上でございますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

それでは、審議に移ります。

この後の場内の録音、録画、写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。また、これ以降の進行につきましては小澤会長にお願いいたします。

小澤会長、どうぞよろしくお願いいたしますします。

2. 報告事項

○小澤会長 会長の小澤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたしますします。

ただいま事務局からご説明がありましたように、本日は、報告事項が2件、議事事項が2件でございます。議事に十分な時間を取りたいという意向から、最初に報告事項をまとめて5分程度で手短に報告していただいた後、議事事項1について約40分程度、残りの時間で議事事項2を審議したいと思っております。

また、報告事項についてのご意見やご質問は最後にまとめて受けたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様もご協力の程どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、会議次第2の報告事項に移ります。

報告事項1の景観プレ・アドバイスの実施について、及び、報告事項2の札幌景観資産の指定について、二つまとめて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） それではまず、報告事項1の景観プレ・アドバイスの実施についてご報告させていただきます。

アドバイス部会の実施報告については、札幌市景観条例施行規則第26条第6項に基づくご報告になります。

資料は四つありまして、資料1-1が令和3年5月11日に開催しました（仮称）札幌北6西1オフィス計画に関するものになります。資料1-2から資料1-4は、昨年度から今年度にかけて開催しました非公開案件4件に関するものになります。

詳細については報告資料をご確認していただければと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

なお、資料1-2から資料1-4については非公開資料となりますので、お取扱いにご注意いただきますようお願いいたします。

報告資料2については、令和3年度第1回景観審議会で意見聴取しました旧札幌麦酒製麦所の札幌景観資産指定のご報告になりまして、こちらは情報共有としてのご報告になります。

旧札幌麦酒製麦所は、令和3年7月28日に札幌景観資産に指定しまして、翌29日に指定告示をいたしました。

以上がご報告です。

よろしくお願いいたしますします。

○小澤会長 資料については事前に配付させていただいておりますので、お目通しいただい

ていれば幸いです。まだ十分にお目通しをいただいていない場合、先ほども申しましたように、この審議会の最後に質問をまとめてお受けしたいと思いますので、それまでにご準備ください。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事事項

(1) 議事事項1 札幌景観資産の指定について（意見聴取）

○小澤会長 それでは、次第3の議事事項に移ります。

議事事項1は、札幌景観資産の指定についてです。

こちらは、指定に当たっての審議会に対する意見聴取となります。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 小澤会長からありましたように、景観条例に基づいて実施いたします景観資産の指定に当たっての意見聴取になります。

来週の審議会でのこのエリアの景観まちづくり指針についてご審議をいただくのですが、そちらと併せ、モエレ沼公園を札幌景観資産に指定し、このエリアの価値の発信と魅力の向上に努めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速、モエレ沼公園の概要についてご説明いたします。

開園は平成17年になりまして、位置づけは都市公園法上の総合公園となります。

主要施設は、こちらに書いてありますとおり、モエレ山をはじめとして、ガラスのピラミッドなど、海の噴水などの施設のほか、陸上競技場、野球場などのスポーツ施設が配置されております。

樹木は、桜を中心に、エゾヤマザクラが1,800本ほど植樹されております。

年間の来場者数は、年によってばらつきはありますが、最新の令和元年度は約88万人でして、円山動物園に次いで、市の施設では2番目に多い施設となります。

経緯を簡単にご説明いたします。

モエレ沼公園は、札幌市の市街地を公園や緑地で包もうという環状グリーンベルト構想に基づいて計画された総合公園で、ごみの埋立て後に公園を造成するという土地の複合利用を行う事業として整備されました。

ごみの搬入は昭和54年から平成2年まで続きまして、公共工事で発生した建築残土の有効利用等により、内陸全体に約270万トン、面積にして71.2ヘクタールのごみが埋め立てられております。

ごみの埋立てが終わった後は、盛土や植樹などの公園造成がスタートしまして、昭和63年にはイサム・ノグム氏により基本設計が作成され、公園全体を一つの彫刻とするという構想により造成が行われ、平成17年に開園しております。

この後、指定理由を次のペーパーで説明させていただきますが、今回、指定に該当する条例上の基準としては、「意匠、様式等が良好な景観を特徴づけている資産」、「市民や観光客から親しまれている資産」に該当するという整理をいたしております。

ページをめくっていただきまして、モエレ沼公園の景観資産の指定理由を読み上げさせて

いただきます。

モエレ沼公園は、全体を一つの彫刻作品とするというコンセプトの下、彫刻家であるイサム・ノグチが基本設計を手がけた総合公園であり、広大な敷地には幾何学形態を多用した山や噴水、遊具などの施設が整然と配置されており、自然と芸術が融合した美しい景観に触れることができます。

また、春から秋にかけては桜や水遊び、冬にはクロスカントリーやソリ遊びが楽しめ、一年を通じて市民や観光客から親しまれています。このことから、先ほどの二つの基準に十分に該当すると考えております。

指定しました後は、景観まちづくり指針で視点場として位置づけるとともに、市のホームページで発信するなど、周知に努めたいと考えております。

○小澤会長 これは、モエレ沼公園を札幌景観資産に指定してはどうかということについてこの審議会へ意見聴取したい、それを経て指定の手続に入るという理解でよろしいですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そのとおりです。

○小澤会長 それでは、委員の皆様からご意見やご質問等をお受けいたしますが、いかがでしょうか。

冒頭に事務局よりご説明がありましたように、発言に当たっては挙手ボタンにて合図をお願いいたします。

○欠委員 もともとごみの搬入、あるいは、建築残土の有効利用から入っているということもPRの一つのポイントになるかと思います。それから、緑、空の青も併せ、すばらしいコントラストで、美しい景観だということに触れることもできます。あわせて、冬も有効利用されているということで、この辺も札幌としての一つのすばらしい利用のされ方がある公園なのということでPRを進めていただければと思いますし、札幌景観資産としてはふさわしいと考えております。

○小澤会長 冒頭は音声が途切れていたようで、私が聞こえたのはごみのお話以降でしたが、それ以外に大事なポイントを述べていただいておりますか。

○欠委員 最初に触れたのは、前回に述べさせていただいたのと同様に、非常にきれいだ、美しいということです。緑と青い空のコントラストがすばらしいということです。また、冬の有効活用も大事な点だろうと考えますということです。

○小澤会長 今いただいたご意見は非常に大事な視点かと思います。それを指定理由に加えてはどうかというご提案でしたので、検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○早川委員 旧札幌麦酒製麦所は、ぱっと見た感じですが、札幌という名前とサッポロビールは全国的なブランドなので、それが札幌景観資産に指定されると、すごくアピールになるなと思います。耳から来るもの、目から来るもの、その印象ですね。

それから、モエレ沼公園についてです。

1 ページに来場者数が88万人とありますけれども、年間目標はあるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 目標の有無は存じ上げませんが、ここ四、五年はこ

のぐらいの人数です。

○早川委員 札幌景観資産に指定され、たくさんの人が訪れればいいなと思いました。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○松田委員 基本的に指定については大賛成です。その上で指定理由についてです。

これは旧札幌麦酒製麦所の指定理由とも共通ですが、指定理由はこれぐらいの文字数という決めはあるのでしょうか。なぜそれを聞くかといいますと、やはり、この指定理由だと、モエレ沼、イサム・ノグチの最後の作品としての貴重性や、ランドスケープのすばらしさが十分に表現されていない気がしたのです。文字数の関係でこれぐらいというものがあれば仕方ないのですが、世界的に見てもイサム・ノグチの最後の大きな作品ですし、このような形態のものをほかにつくっておりませんので、世界的にも価値があることについてもう少し書かれてはどうかと思います。

あるいは、ランドスケープという文字がないのですけれども、ランドスケープ的にも非常に優れておりますので、価値に見合う内容にしていいただければと思います。旧札幌麦酒製麦所のものを読むと、そういうことが少し書かれている感じがしますので、その辺は残念に思いました。

もう一点は、こういう景観資産を、今後、市民の方々に広報したり、市民以外の方にも知ってもらうという意味において、指定理由がこんなあっさりでもいいのかなと思いました。全ての資産に対して詳しく書く必要はないかもしれませんが、十分に価値があるものに関してはもう少し丁寧な指定理由をとといいますか、その価値を表すような、あるいは、伝えたいことについては工夫の余地があるのかなと思います。

継続検討も含め、よろしくお願いいたします。

○小澤会長 今の松田委員の問いかけに対し、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 指定理由の字数の制限はありません。大体、これぐらいのボリューム感でやってきているだけで、決まりはないということです。

イサム・ノグチの最後の作品という貴重性や価値がもう少し伝わるようにというご意見ですが、施設を所管しているみどりの管理課にも確認しつつ、そうしたものが出せるよう、検討したいと思います。

○小澤会長 今の松田委員のご質問とお答えに関連して再度確認させてください。

報告事項としてあった旧札幌麦酒製麦所は1枚にまとめられておりますけれども、1枚にしなくてはいけないわけではないということでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○小澤会長 景観というのは、ただ個別の建物やランドスケープに歴史的な価値があるというだけではなく、現在、人が関わり、どういうふう to 活用されているか、それが市民の財産になっているかが大事だと思います。景観の概念を市民に広く理解していただくためには丁寧な説明が必要かなと私も思います。

ですから、字数の制限がないということであれば、あまり長くなり過ぎますと読んでもらえないということもあるでしょうが、必要な事項を盛り込み、もっと厚くしてもいいのかな

と思います。

また、先ほど欠委員からありましたごみの話です。今、地球規模で、SDGsを含め、環境が大きな課題になっておりますので、そういったことに対しても価値があるという内容を積極的に述べることで市民や市外の方にアピールできるのかなと思います。ぜひご検討をいただければと思います。

先ほどの旧札幌麦酒製麦所の報告も含め、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員 私は、これについては指定したほうがいいという気持ちで意見を述べさせていただきます。

ただ、指定に際しては一つ条件をつけていただきたいと思います。前回の会議でも出たと思うのですが、モエレ沼公園の周辺には、景観上、好ましくない事象が幾つかあるという問題提起がありましたよね。そこで、今回、ここを指定するに当たり、札幌市として、全セクションがそうした不適切な事象を改善する、もしくは、改善に向けた努力をするということを条件にしたいと思います。

○小澤会長 今回の指定を通じて、景観上好ましくない事象について、関連する各なセクションで重く受け止めていただき、対策を練っていただきたい、そのきっかけにしてほしいということでした。

事務局としてはどうお考えでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まさに皆川委員がおっしゃったように、このエリアは、これまで、札幌市として景観の取組を講じてきておりませんでした。今回、資産として指定したり、周辺を対象に良好な景観をつくっていくための指針をつくり、これから改善のための動き出しを関係する皆様としていこうと考えております。

そういう意味では、先ほど委員のおっしゃった改善のために努力することを条件にするということについて、条件と捉えるべきかは人によっていろいろかと思いますが、そのような努力はしていこうというフェーズにあると考えております。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○渡部委員 私からは質問を兼ねて発言させていただきます。

来場者が約88万人とありますが、この内訳です。道内、道外、海外など、それはどうなっているのでしょうか。あるいは、季節によって訪れる方も違うと思うのですが、それについて知りたいです。

そして、駐車場はあるのですが、バスで通われる方もいるかと思います。自家用車、公共交通機関で来る方の割合を知りたいと思います。

なお、個人的にはここを景観資産に指定するのは賛成で、むしろ、まだ指定されていなかったのだという感想が正直なところです。

○小澤会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、内訳についてですが、公表資料にはそこまで細かく載っておらず、我々で把握していないのが現状です。原局に確認すると、もしかした

ら国籍や季節感については分かるかもしれません。

次に、来場者がどういう交通機関で来られているかです。私も気になって、原局に確認したことがありましたが、その時点では情報がないという回答をいただいております。恐らく、旅行で来られている方はバスの利用が多いのではないかと推測は聞いております。

○小澤会長 今、情報がないというお話でしたけれども、データを取っていないということでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 内訳については私どもでつかめていないだけで、所管している部署に確認しますと、あるかもしれません。

○小澤会長 分かりました。

ほかにございませんか。

○東原委員 今さらということになるのかもしれませんが、前提を整理したいと思います。

まず、今回、モエレ沼公園について、札幌景観資産への指定に関する意見聴取というフェーズですよね。そして、前回、旧札幌麦酒製麦所については意見聴取が行われ、今回は報告として第31号として指定されました。我々が意見聴取され、特に否定的意見がなければ、こういったフェーズを経て景観資産に指定されるのでしょうか。

先ほどの旧札幌麦酒製麦所については、前回に意見聴取が行われた後、こういうことがあったので、指定しましたという説明がなかったように記憶していますけれども、この意見聴取の意味合いを明らかにしていただきたいと思います。

それから、前回の第1回景観審議会において、モエレ沼の話のほかに、サッポロさとらんど周辺地区の景観まちづくり指針についてありました。これは、意見聴取ではなく、事前説明ということで、これから議論が進んでいきますということだと思います。景観まちづくり指針の議論を始めたということと、今回、モエレ沼公園を札幌景観資産として指定するということで、片や打ちかけの議論、片や、ネガティブな発言がなければ、指定されると思うのですが、この手続が分からないので、その意味合いを教えてくださいたいと思います。

そして、旧札幌麦酒製麦所が第31号ということは、それ以前に31以上の景観資産が指定されているのだと思うのですが、今まで、景観資産は、なぜ、どういう基準で指定されたのか、今回、この議論をするに当たって整理されていません。過去に参加された方たちはご存じかもしれませんが、この議事の中では整理されていないので、客観基準をもって指定するのかどうか、感覚論では誰も反対しないと思いますけれども、明らかにしづらいと思います。

具体的に景観資産に指定すると、どういう制限が加えられたり、どういう財政支出が行われたり、どういう費用対効果があるのかがこの書面には一切ありません。でも、その辺を踏まえ、きちんとした判断基準を示されないと賛成、反対ということは言いづらいのではないかと思います。

○小澤会長 単発の案件への意見表明だけではなく、全体の手続の進め方を、当審議会の委員が把握できるようにするべきというのは非常に大事なご指摘かと思います。

前回の旧札幌麦酒製麦所のことも含め、もう少し丁寧に補足説明をいただきたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、意見聴取の意味合いとどういうフェーズを経て指定に至るのかです。

意見聴取においては、東原委員がおっしゃられたように、この案件が指定にふさわしいかどうかを確認するものです。これは、三つ目のご質問の基準とも絡みます。また、指定するとして、今日ご意見をいただいたように、こういう指定や発信の仕方についていいかに関してご意見をいただく場だと認識しております。

通常、意見聴取を行った後、否定的な意見がなく、よろしいということであれば、所有者に同意を得るというプロセスに移り、書面で所有者の指定に関する同意を得て、市の内部で決済を取り、指定し、告示するという流れになります。

前回の旧札幌麦酒製麦所では、所有者様から話がありましたので、内諾は事前に得ていたことになりますが、意見聴取をした後に同意書をいただきまして、指定したということです。

次に、前回の指針は事前説明でしたが、今回は事前説明なしの意見聴取、この違いは何なのかということについてです。

○東原委員 違いは何なのかではなく、片や、モエレ沼とサッポロさとらんどを併せた景観指針を策定している最中に、モエレ沼を指定したいという提起になっているのはなぜかということですか。

片や、景観指針を策定しようとしている最中ですね。でも、こちらは景観資産として指定してしまおうという話になっていることに唐突感があるように思うということです。

なぜ指定を急ぎ、景観指針をまとめるのを後のフェーズにするのかです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり指針の策定は、来週の景観審議会では意見聴取を実施させていただき、その後、告示へと進めていきたいと考えております。

モエレ沼案件に関しては事前説明の場を設けませんでしたので、唐突な感じを与えてしまったのは申し訳なく思います。ただ、事務局としては、この地区内にある評価すべき対象の景観資産への指定とエリアの景観まちづくり指針の策定をほぼ同じタイミングで行い、発信したいと考えております。これらは関連し合うものですので、同じ時期に策定し、発信することがより効果的であると考えたということです。指定が意見聴取を追い越してしまったという印象を与えたかもしれませんが、ほぼ同時期に発信したいがためにこのような流れを取らせていただきました。

それから、事前説明の場を設けなかった理由ですが、モエレ沼公園の知名度も鑑みまして、いきなりとはなってしまいましたが、意見聴取から始めさせていただいたという考えもあります。

○東原委員 いきなりということではなく、今言われたとおり、セットであれば、セットで議論すればよかったのに、今回の指定を先にして、景観まちづくり指針については次回審議と切り離されたということですね。しかも、その事前説明もないのが判断すべき委員にとっては判断材料に足る説明になっていないのですかと申し上げたのです。

今の説明で一通り理解しましたけれども、唐突かどうかという観念論の話ではなく、手続論として正しいかどうかを言っているのです。

○小澤会長 非常に貴重なご意見かと思います。

やはり、景観審議会として、一般の市民への発信を含め、どういうふうに好ましい景観誘導を進めていくべきかは重要で、その全体像を理解することが難しくなっている状態というのは課題ではないかと思います。今後の進め方について、私も事務局と協議の上もう少し検討していきたいと思います。

岡本委員、今の話に関係することがございましたらお願いいたします。あるいは、別のご質問であっても構いません。

○岡本委員 すごく重要なお話をしているときに横から入るみたいで恐縮です。

一つ目は、指定理由の文章量がいまいち適切ではないということについてです。

指定についてという1枚物は今後どういうふうに活用されるのか、何に使われるのか、ホームページに載せるということなのか、ニュース発信みたいにして周知するのか、小冊子みたいなものを将来つくるということなのか、出口といいますか、使い方をイメージした上で作文なさったほうが意味はあるのではないかと思います。出口を見据えて量を決める、体裁を整えるというイメージを持っていただければよりよいかと思いますので、意見としてお伝えしておきます。

二つ目は、付近見取り図についてです。

オレンジ色の領域の間に細い色がついていないところがありますよね。これは道路上なのでしょう。でも、園路とは違いますよね。これは色をつけるときの操作上のことで、たまたまついてしまったのか、意味がある白抜きなのかを確認したいと思います。

○小澤会長 今、二つのご発言をいただきましたが、最初のご発言はこれまでの議論に関連するものでした。

2点目は図に関する単純な質問ですが、まず、こちらに簡潔にお答えいただけますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） こちらは、GISのシステムから出しているものですが、その都合によるものです。公表するまでには抜けないようにしたいと思います。

○岡本委員 分かりました。

○小澤会長 そうしましたら、1点目を含め、もう少し議論を深めたいと思います。

先ほど話題になった、どのように指定制度を使うのか、それと関連させながら指針をどう定めていくのかについてです。景観法ができた後、札幌市でも景観計画を作成しましたが、どうしても都市計画法に対して後発となっているものですから、景観行政というのは後追いの状況にあることは否めません。その中で、まず、できることからやってみようといったフェーズがあって現在に至っていると個人的に理解しております。

景観計画策定後、札幌市では、これまで様々なできることを積み重ねてきましたが、今までのやり方がはたして適切だったのか。複数の制度、手法、具体の案件などをリンクさせることによって、良好な景観形成に向けて、より強い誘導ができるのであれば、これからはその方向性が模索されるべきではないかということを、議論する必要があると思いながら聞い

ておりました。

今、岡本委員にご発言いただいたのは、指定制度をどう使おうとしていくのかということです。また、東原委員にご発言いただいた、指定制度と指針とを組み合わせ、どのような順番で、どのような内容の合意を取るのか。この合意というのは、市民だけではなく、行政組織内での合意もあると思いますけれども、これらをどのような建てつけにしていくのかについては、これから具体的に議論しなければいけない課題ではないかと思います。

私から事務局にお伺いしますが、景観法、景観計画をどう使っていくことでよりよい景観形成を誘導できていくのか、そういった議論を札幌市でしていただける土台は、すでにできつつあるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、東原委員や小澤会長のご発言にも既に取り上げましたが、我々としては、景観まちづくり指針をつくる、この平成29年度から始まった新しい取組、そして、その場にある景観資産を評価し、指定、登録して、発信する、この指定登録制度と景観まちづくりへとつなげていくことの二つをリンクさせて取り組んでいくのが今後は非常に重要だと思っております。

今回、景観まちづくり指針をつくる土地の中で資産を指定し、フォーカスしていくのは初めての試みであり、それもあって順番がどうなのだという印象を持たせてしまったのは非常に残念といいますか、申し訳なかったのですが、これからは、指針は指針、指定は指定ではなく、札幌の中に眠っているもの、この後にもお話しさせていただきますが、札幌らしい景観について、単独で見るのではなく、指針を定めるかどうかはそのエリアによって異なりますけれども、それを評価し、まちづくりにつなげていくことが求められているのではないかなという話はしております。

今回、それを体現するというわけではありませんが、両方を結びつけ、進めている案件だということです。

十分な答えになっているかは分かりませんが、そのように考えております。

○小澤会長 ありがとうございます。

石塚委員から挙手をいただいておりますので、ご意見をいただけますか。

○石塚委員 モエレ沼公園に関して言えば、景観的価値の高さにおいては全く異論を指し挟む余地がないと思っておりますが、一連の議論を伺いながら考えていたのは、なぜ札幌景観資産としての指定を選択されたのかという点です。

札幌景観資産は、基本的に、縛りとして、現状変更の届出を通じて良好な景観を維持するという手法になるわけですが、公共施設になりますと、公共団体が行う行為については届出が不要なくなってしまうので、この場合、届出を通じたコントロールが意味をなさなくなります。

では、なぜ札幌景観資産に指定するのか、その戦略的な理由についてです。

今後、いろいろな施設整備が行われる際、景観という総合的な観点からそれぞれのデザインやしつらえの在り方に踏み込んで議論し、誘導していこうという思いがあるのであれば、景観重要公共施設に指定すべきだったのかなという気がします。

何の縛りもない札幌景観資産という選択をされた背景として、もう一つに、周辺の景観のいささか良好ではないものを今後良好な景観として地域の魅力を向上させていこうという戦略を取られたとき、本体であるモエレ沼公園が何の景観的な位置づけもないということが周辺の土地利用などを議論する際に非常にマイナスな面がある、そこで、取りあえずのお墨つきとして景観資産として登録し、それを手がかりに周辺の景観誘導を促していこうという戦略を持ち、そのために、今回、景観資産として指定するのだということであれば意味があるかなと思います。

そもそも、何のためにモエレ沼公園を、いろいろなメニューがある中の札幌景観資産としての指定を選択されたのか、そこら辺をはっきりさせることが今までの議論を理解する上で有効なのかなという気がしました。

○小澤会長 今の問いかけに対し、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 事務局の考えとしては、今、石塚委員におっしゃっていただいた後者の考えになります。

まだ景観的な位置づけ、評価をしていなかったこの施設に対し、札幌景観資産にはなりますが、お墨つきというのでしょうか、位置づけを与え、それを発信していくことでこの公園の価値を改めて世に発信し、再認識していただき、周辺の取組を少しずつ促していくきっかけにしたいという考えから景観資産を選んだという経緯があります。

また、先ほど石塚委員からデザインという表現のほか、景観を誘導していきたいということがあるのであればという話がありましたが、ご存じのとおり、モエレ沼公園に関しては、イサム・ノグチ財団の監修の下、出来上がった一つの作品ということで、大きな手を加えないとされておりますし、もし仮に改修するときには財団の監修、管理の下で適切に行っていくこととなりますので、景観に口を挟む余地がないと言うと変ですが、大きく関与する余地はないということも背景にあります。

○小澤会長 続きまして、会場参加の委員からご意見をお伺いします。

○皆川委員 先ほどの事務局からのお話の揚げ足取りみたいになってしまうかもしれませんが、景観指針の策定と景観資産の指定をこれからはリンクさせて進めていきたい、戦略として進めていきたいという話がありましたが、リンクするケースのほうは稀なのではないかという気がします。

例えば、駅前通の指針がこの間に策定されましたが、それとタイミングを合わせて資産の指定が出てくるのかというと、そのほうが稀で、モエレ沼のケースこそレアで、たまたまタイミングが一致したのかなという気がします。

ただ、たまたま一致したのはすごく重要なポイントで、そういうものであれば、切り離れた議論をするよりも一緒に議論して、一緒に進めていったほうがより効果的な景観施策になるのではないかと私は思います。

○小澤会長 いかに戦略的であるかというのは非常に重要ですので、そのための方法としていろいろと考える余地があるのではないかというご意見でした。

続きまして、片山委員、お願いいたします。

○片山委員 この案件は、第11回札幌市都市景観賞や建築学会賞やアジア都市景観賞など、我々の賞よりも上位の評価を既にたくさん受けているので、そういった外部の評価の記載も必要だろうと思います。

今回の指定の経緯の書きぶりですけれども、札幌景観資産なので、札幌の行政とともにまちづくりや建築の行政の中でどう価値づけられるのかとなるのは当然ですけれども、モエレ沼というのはあまりにも世界的な有名なアーティストが、また、札幌を超えて日本の財産という位置づけもありますので、日本を誇るイサム・ノグチがこの場所を選んでといいますか、思いを寄せてつくったというところから説明したほうがいいのではないかと思います。

そして、ごみの話があり、札幌として解消するアイデアであると、上位の価値づけから意味を砕いて説明する書きぶりであったらなと思いました。

○小澤会長 今、また非常に貴重な意見をいただけたかと思います。今ご指摘をいただいているような内容を事務局としては考慮しながら進めているのでしょうか。それとも、そこは落ちていたということなのでしょうか。どういうふうにお考えですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今回の文章の考え方ですが、イサム・ノグチ氏がここに着目したきっかけ、ごみの埋立地は、ホームページやほかの資料にも広く載っていることだと考えております。

我々は、ドライ過ぎかもしれませんが、景観条例に示されている基準にきちんと当てはまるかどうかという精査が指定、登録する上では大事だという考えの下、今回の場合ですと、意匠、様式が良好である、市民や観光客から親しまれているということについて、どういうところが基準に合うのか、そこを指定理由として端的に載せているということです。

その上で、先ほど岡本委員からご質問がありましたこれをどういうふうに使っていくかです。

今までは公表はしていないのですけれども、今後は、せつかくの文章なので、ホームページなどに載せるべきだという話を内部でしております。公表するとなりますと、先ほど委員の皆様からおっしゃっていただいたような、あまり冗長になり過ぎないようにしたいとは思っておりますが、ここの価値や貴重な財産であるということが伝わるフレーズは加える余地があるかなとお話を聞いて思った次第です。

○小澤会長 この案件についてはそろそろ時間になりましたが、ほかにございせんか。

○山本委員 お話を聞いていまして、景観資産への指定は非常に大事なことだと思いました。また、これだけを切り離すのではなく、先ほど皆川委員からありましたとおり、まちづくりにもつながるものであり、こういったものを指定し、まちづくりを市民全体で考えていくきっかけになるというのは非常に大きいと思います。

このペーパーを見ますと、例えば、モエレ沼公園については、どうしても夏のイメージですね。地下鉄すすきの駅から地下鉄に乗るとき、モエレ沼の大きな写真が貼ってあるのですが、秋や冬のイメージがないですね。そこで、こういったものを市民に提供することにより、意識して見てもらう、この貴重さを理解してもらうということにぜひつながっていただきたいと思います。

○小澤会長　そろそろ時間です。

今、多数のご意見をいただきました。全体的に景観資産に指定すること自体に反対の意見はないと受け取りました。むしろ、理由のつけ方、景観資産に指定するという行為の位置づけ、意義、どういった効果が出てくるのか、果たして、今回の指定の仕方が指針等の策定と並行させるにしても十分に戦略的にできているのかという根本的な意見があったかと思いません。

それでは、指定については反対がないということですので、私と事務局で進めさせていただきたいと思います。なお、修正点についてですが、将来に向けた戦略の立て方がありますので、次回以降、継続的に議論したいと思います。

ここで明らかになっている範囲で私と事務局で修正し、指定に向けて進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長　それでは、そのようにいたします。

また、今回の案件に関し、確定した内容については、各委員へ事務局からお知らせしたいと思います。

(2) 議事事項 2 景観資源の指定・登録の進め方について

○小澤会長　続きまして、議事事項 2 に移ります。

景観資源の指定、登録の進め方についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長）　続きまして、景観資源の指定、登録の進め方について説明いたします。

まず、それでは、4 ページをご覧ください。

昭和 56 年に都市景観委員会からの提言を市で受けまして、歴史的建築物の調査・保全の重要性が示されました。これを受け、昭和 57 年から平成 8 年まで、歴史的建造物の市内の調査を行い、最終的に 98 件まで絞り込みました。その後、平成 10 年に都市景観条例が施行されまして、都市景観重要建築物と当時呼んでいた、今で言う景観資産のような指定制度が位置づけられました。

平成 13 年には、審議会の専門部会である重要建築物を設けまして、そこでの検討の結果、さきに抽出した 98 件から 60 件が今後の指定にふさわしいのではないかととなりまして、同年、第 1 号の指定がされております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

そうこうしているうちに、平成 16 年に景観法が制定され、景観重要建造物、景観重要樹木が法に位置づけられました。この頃から平成 13 年に絞り込んだ候補 60 件を基に所有者の方と調整を進めながら指定を進めてきました。

平成 20 年には、法ができたことを受け、条例が全部改正され、従来の都市景観重要建築物が新たに札幌景観資産に位置づけられました。そのとき、そのうち、ここに記載しており

ます日本福音ルーテル札幌教会とめばえ幼稚園に関しては、所有者の同意の下、法の景観重要建造物に位置づけられました。

また、平成22年度には景観重要建造物の在り方の見直しが専門部会、景観審議会では指摘、検討されまして、歴史的建造物にとどまらず、もう少し価値解釈を拡大するのが重要ではないかというご指摘をいただいております。それから、先ほどのモエレ沼公園の議論の際にも今後の方向性としてお話ししましたが、平成22年度の部会では、景観資源をもっと幅広く捉え、今後、まちづくりに生かしていくことも重要だとのお話もいただいております。

平成22年以降、制度の見直し検討により指定を中断しているのですが、平成29年に景観計画の改定、条例改正とともに、新たに活用促進景観資源という緩やかな制度が条例で位置づけられました。これが指定登録制度のざっとした内容になります。

続きまして、6ページをご覧ください。

以降、登録制度の話に触れさせていただきます。

これまで、景観重要建造物や札幌景観資産は歴史的価値に主眼を置いていたのですけれども、繰り返しになりますが、もう少し景観資源の保全に向け、それ以外にも目を向ける必要があるということで生まれたものでして、景観資源を広く周知することで市民の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げていこうということで位置づけられたのが活用促進景観資源となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

横軸に年度、縦軸に指定登録件数の総数を示しております。平成16年度から指定を本格的に進めてきまして、都市景観重要建築物がどんどん増えました。平成20年に条例が改正されてからは札幌景観資産に名称が変更されまして、引き続き指定が進められてきました。ただ、平成22年度に見直していこうとなったことを受け、そこからは新規の指定が止まり、約10年弱ほど、制度の在り方の検討期間に入ります。この間、除却、解体などもあり、総件数は減っております。

そうしているうちに、平成30年度からは新しく登録制度ができまして、指定はあまり行っておりませんでした。ここ数年、登録は増えてきております。現状の総数は全36件で、登録が8件、札幌景観資産が25件、景観重要建造物が3件となっております。

この後の話にも続きますが、今後は、しばらく止めておりました指定制度を登録制度と並行して動かしていきたいと考えております。

続きまして、施策の目的について、この場をお借りし、皆様と共有させていただければと思います。

9ページをご覧ください。

指定登録制度の目的ですが、まず、保全の推進、周知等活用の促進があります。景観形成に重要な役割を占める建物などを指定、登録することでその価値を内外に発信し、除却、解体されることを緩やかに抑制します。また、指定されることによって受けることができる助成金の制度、あるいは、景観アドバイザーの派遣と併せ、所有者の方へのアドバイスを通じ、資源の保全を推進します。そして、指定、登録されたものを広く発信することで市民の景観

認識の向上に努めるほか、普及啓発を促進します。

続きまして、10ページをご覧ください。

過年度の審議会でも何度かご指摘をいただいておりますが、、、札幌市には指定、登録にふさわしい景観資源がまだたくさんあると考えております。指定、登録について、特に登録件数がまだ少ないというご指摘もいただいております。一方、未指定のものも含め、景観資源があまり知られていないということは過去に行ったアンケート結果からも認識しております。

そういった現状を踏まえ、また、施策の目的に照らして考えますと、今取るべき対応としては、まず、指定、登録を推進していくということです。体系的に指定を進めていくというのは、ここ数年、検討もあり、お休みしておりましたので、登録と併せてこれを動かしていくことが大事だと事務局としては考えております。一方、資源の周知、景観施策や制度の周知を並行して行っていくと同時に、景観資源の活用の促進にも取り組んでいく必要があると考えております。

そのことによって、ページの一番下になりますが、景観資源の保全、育成がなされている状態を目指したいと考えております。その背景には、右下にありますとおり、市民生活に潤いや豊かさをもたらすこと、まちへの愛着と雇用を生み出すこと、地域経済の活性化に資すること、こういったことに少しでも寄与することを念頭に置きつつ、この施策を進めていくことが重要だと思っております。

今後の進め方です。

歴史的建造物以外の、もう少し幅広い視野で選定した物件を指定、登録し、それを効果的に周知したいと考えております。そこで、先ほどスライドでありました対策1から対策3まで、並行して取り組むのですが、指定、登録の推進に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

今日の資料には載せておりませんが、事務局として候補となり得るもののデータベースを整理しているところでして、先ほどご説明しましたとおり、平成16年度頃に指定、登録を進めていた頃のように、体系的に件数を出していきたいと思っております。

前置きが長くなってしまいましたが、それを踏まえての審議事項について説明を続けさせていただきます。

まず、景観資源部会の設立の経緯と所掌について、念のため、説明します。

設立経緯ですが、平成30年度第2回景観審議会において、活用促進景観資源の制度を効率的に運用していくために設置するということで、審議会の了承を得て設置されました。そして、その所掌ですが、札幌市が抽出した活用促進景観資源の登録候補について、景観まちづくり、建築計画といった専門的知見、そして、市民の視点から意見聴取を行い、さらには、制度の運用について、今後の改善点の意見聴取を行うことがあります。

次のページには、指定案件と登録案件の意見聴取のこれまでの方法を簡単にまとめております。

まず、指定制度である景観重要建造物と札幌景観資産についてですが、平成13年度から

22年度には、先ほどもお話をしましたが、重要建築物部会を設け、その部会で候補を絞り込み、その結果を景観審議会に報告するという形で指定を進めてきました。一方、近年の令和2年度、令和3年度に意見聴取させていただいた平岸のリンゴ倉庫や旧札幌麦酒製麦所については、単発ということもありまして、部会ではなく、景観審議会でも意見聴取させていただきました。なお、活用促進景観資源の登録制度に関しましては、資源部会で意見聴取を行い、その結果を景観審議会に報告するという形を取っております。

ここで本題の審議事項に入ります。

以上のことを踏まえまして、今回、景観資源部会の所掌の変更をご提案させていただきたいと考えております。

今後は、景観資源部会で議論する対象といたしまして、これまで扱ってきた登録案件に加えまして、景観重要建造物と札幌景観資産の指定案件についても、景観審議会に出す前に、部会で審議を行い、指定にふさわしいものを選定することとしたいと考えております。その部会で行った審議結果を踏まえ、審議会に上げるということで、数がまとまってくることになると思いますけれども、それを審議会でも意見聴取したいと考えております。

そのように考える背景ですが、これまで説明しましたとおり、今後は指定と登録を一体的に動かしていく必要がある時期だと認識しております。登録は資源部会で、指定は審議会となりますと分離した議論になりますので、できれば一つの候補に関し、どちらにふさわしいかも含め、一体的に取り組むため、まとめて部会で扱いたいということがあります。

さらには、ある程度の数といいますか、評価すべきものをスピーディーに評価したい、機動的に指定、登録を進めていきたいという考えから、効果的、効率的に意見聴取を行うため、部会を活用させていただきたいと考えております。

続きまして、17ページをご覧ください。

こちらは、議論をまとめたものとなります。

今までは、重要建造物と札幌景観資産については審議会でも意見聴取しておりましたが、変更後は景観資源部会で審議し、その結果を踏まえつつ、審議会でも意見聴取をする形を取りたいと考えております。活用促進景観資源については、今までと変わりなく、部会で行いたいと考えております。

続きまして、18ページをご覧ください。

こちらは参考になりますが、部外ではどういう議論を想定しているのかです。指定、登録の意見聴取を行うということは説明したとおりですが、指定、登録の判断目安の作成にも取り組んでいきたいと考えております。

例えば、今、札幌景観資産の基準としては、地域の歴史を物語る資産である、市民や観光客から親しまれている資産である、こういったことが指定基準になっているのですが、どの程度の歴史があれば該当するのか、親しまれているのはどの程度か、数をたくさん扱うとなると、今までより線引きをしないと難しいと考えております。また、今後、時代や変わり、人が代わっても、なるべく判断がぶれないようにという意味合いもあり、指定登録制度を再度動かしていく段階で目安をつくることに取り組んでいければ、そんな議論をさせてい

ただければと考えております。

最後に、スケジュールです。

部会で扱うことを前提にしたもので申し訳ありませんが、スケジュール感としては、令和3年12月頃に1回目の部会を開かせていただき、具体的な制度運用の検討ということで、候補を見ながらのケーススタディーを行い、判断の目安について議論したいと思っております。

令和4年1月にもそのような議論を継続します。この議論自体は令和4年度以降も継続させていただくことになると考えておりますが、令和4年2月には、今、事務局で持っている指定・登録候補に関する意見聴取をしたいと考えております。これは、これから体系的に出していくものではありません。

具体的には、昨年度、景観重要建造物に指定しました平岸にある柳田家住宅旧リンゴ蔵の周辺にあるリンゴ倉庫で、3軒ほどあります。当時、審議会で意見をいただいたように、せっかくだから、周辺のリンゴ倉庫についても何らかの位置づけをすることでより発信できるのではないかと、強い発信になるのではないかとということで、この案件について意見聴取したいということです。

以降、補足資料として、条例や制度概要を添付しておりますが、今日は、時間の関係もあり、説明は割愛させていただきたいと思います。

駆け足でしたが、私からの説明は以上になります。

○小澤会長 議事事項として、平成30年度第2回景観審議会で決定され、設置された景観資源部会の所掌について、スライドの17ページのように変更したい、また、それをどのような想定でやっていくか、どういうスケジュールをイメージしているかについてご説明していただきました。

これは、景観審議会に関わることでありますので、皆さんと議論をさせていただき、最後に決を採りたいと思います。

それでは、ただいまご説明していただきました内容についてご質問やご意見等はございませんか。

○欠委員 まず、結論を申しますと、今提案をいただいた事項に私は賛成します。

やはり、景観審議会に突然にどれをとるよりは、専門部会で絞り込むなり、それなりの意見を出してもらい、それを審議会でもむという手段のほうがいいのかなと思います。

正直に申し上げますと、委員になったばかりですが、景観資源部会で扱う内容として活用促進景観資源だけなのかという疑問を持っていました。札幌景観資産や景観重要建造物などについて、人数を絞り、意見を聴取したものをまとめ、審議会としてはどうかとする形に賛成です。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○皆川委員 私からは質問です。

17ページに景観審議会での意見聴取と書かれておりますが、この意見聴取は誰がするのかを教えてください。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 事務局から委員の皆様に対して意見を伺うということです。

○皆川委員 極端な話、市長が審議会に意見を聴取するということですよね。そういう意味合いでいいますと、景観資源部会で審議した結果という中の審議という言葉は結構重たくて、部会で審議したことに対し、審議会の委員の皆様がいろいろと意見を言う場ではないということですよね。

先ほどの欠委員のお話だと、部会で審議し、それを審議会でもむ、2回やるのだというイメージに聞こえましたが、それだったら意味がないと思うのですよね。部会に審議を任せ、部会の審議結果を景観審議会場の場を通じて札幌市長が意見を聞くというイメージなのかを確認したいです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まさに皆川委員のおっしゃっているとおりで、同じことをやるのであれば、機動的ではなく、後退してしまいますので、そうではなく、資料が言葉足らずで申し訳なかったのですが、景観資源部会で個別の資産について議論し、ふさわしいかどうかをフィルタリングし、審議会ではこういう結果になりましたと報告をさせていただき、それを踏まえて、ここは表現が非常に悩ましいところですが、一からこれはどうだと洗い直すのではなく、そういうふう考えたのであれば、いいですねということになるかと思えます。

このように、報告を聞いた上で、その報告に対し、ご意見をいただくということで、一から同じことを掘り返すのではないということで、部会の審議を踏まえて意見をいただければという表現にさせていただいた次第です。

ここは、我々も表現を苦慮したところとなります。

○皆川委員 条例を読むと、「札幌市長は審議会の意見を聴かなければならない」となっていますよね。今、事務局がおっしゃったように、ある意味、二重になるということであれば、そこは丁寧に書き込んでいただきたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 二重になることは我々の本意ではありません。ほかの委員の皆様がどうお考えになるかはありますけれども、事務局としては二重にならないよう、きちんと整理したいと思っております。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○岡本委員 今の話についてです。

老婆心で申し訳ないですけども、フロー図で表現していただくと望ましいのではないかと思います。どの段階でどの経過を経てということについてはフロー図のほうが適切な表現になるかと思しますので、お願いいたします。

○小澤会長 確かに、こういうものはフロー図のほうが分かりやすいですね。部会も審議会の中に立ち上げるものですし、審議会と部会の関係、事務局との関係、市長との関係をフロー図で示していただき、どこが母体で、どういう意見を出すのか、それはどの範囲でオーソライズされたものかがきちんと分かるほうがいいかと思いますので、事務局として工夫していただきたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そのようにしたいと思います。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○欠委員 私も審議、さらに審議と二重にするということは考えておりませんでした。

その上で事務局にお聞きします。

審議会で意見を聴取するのですが、場合によっては部会から出されたものがひっくり返ることもあるのだと押さえていますか。いろいろな意見を取るということで、ある程度の塊が出来上がると思いますが、こうしようというものが駄目になるケースもあると押さえていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 我々としては、ものによってはそうなることもあると想定しております。

といいますのも、部会の決定が絶対でいたしますと、何のための審議会での意見聴取かということになりますし、条例上、指定に当たっての意見聴取は景観審議会で行うとされております。かといって、たくさんものを審議会本体で扱うのではなく、専門部会で精査していただき、その結果について意見聴取を行うことで、少しでも適切かつ効率的な議論展開ができればという思いです。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○東原委員 今の欠委員からのご質問とその答弁に関連することですが、そうだとすると重複になるのかなと思います。

ここをはっきりさせておくべきで、たまたま、景観条例において、景観アドバイス部会の扱いについては、景観アドバイス部会の決定をもって審議会の決定とすると非常に強い表現が用いられています。よって、今回、前半で報告されたとおり、景観アドバイス部会で決定されたものについて審議会は報告を受けるだけという扱いにされているわけです。これは景観条例でうたわれていることです。

今回、重複は避けたいと言いながら、部会で審議をいただいた後、条例の言葉に従えば意見聴取をすることになっているので、審議会での意見聴取されるということになりますと、アドバイス部会のような決定権を持たせるわけではないけれども、前もってもんでもらうのだということで、先ほど皆川委員がおっしゃったことと同じような扱いになります。

今、玉虫色的な表現になっているので、そこをはっきりしておく必要があるのかなと思います。

○小澤会長 今、ご指摘いただいた点について、事務局はどうお考えでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観アドバイス部会のように、条例で部会に決定権があると言い切れるといいなと思っておりますが、景観資源部会は条例ができたときにはなかった部会であり、そこまでの位置づけがされておられませんので、皆様がおっしゃるとおり、悩んだところです。

条例に従いますと、部会の決定を最終決定とするとは言えませんが、専門部会で選定されたもの、あるいは、その選定の結果を、表現が適切かは分かりませんが、できるだけ尊重していただければと思っております。

今日、この場で部会に預けてもいいということになりましたら、尊重していただいて、あるいは、踏まえて意見聴取を行いたいと思っております。こうした運用の仕方です。機動的に施策を進めていきたいという思いです。

条例や規則で明記されておられませんので、景観アドバイス部会と同じような扱いとすることは難しいのですけれども、そのように思っております。

○小澤会長 石塚委員からも挙手をいただいておりますので、発言をお願いいたします。

○石塚委員 私は景観資源部会長を仰せつかっておりまして、今回の審議案件については非常に重い内容と受け止めております。

今まで、活用促進景観資源については、部会で適否を議論させていただき、それを札幌市として意見聴取と受け止めていただき、その結果を審議会に報告するという扱いだったわけです。しかし、今回、それはそのままということで、新たに加わった景観重要建造物と札幌景観資産について、どういう意見聴取の形態を取るかということが課題になっているわけです。

一体的に扱うということに関してはとても重要なことだと思っております。それぞれの資産や建造物や資源がどういう関連性を持ち、どれに該当するのかは全体を見通すステージがないとうまく整理がつかないと思いますので、一体的に扱うことはとてもいいスタンスかなと思っております。

一方、活用促進景観資源に対し、景観重要建造物や札幌景観資産というのは届出が義務化されたり、変更の際に制約が加わったりするということで、私権を制限する度合いが活用促進景観資源に比べて格段に強くなります。それがふさわしいかどうかに関し、札幌市が意見を聞く際に、部会だけの限られた構成メンバーから意見を聞き、そうした私権の制限を伴うものを判断するのは条例の制度から言うところとちょっと問題が出てくるのかなという気がします。やはり、この二つに関しては景観審議会という場でしっかりと意見聴取をすべき案件なのかなと思うわけです。

ただ、今まで活用促進景観資源の審議といいますか、ふさわしいかどうかの議論を部会でやらせていただいても、1件当たりにかかなりの時間を割いて議論し、部会としての意見を取りまとめるという作業に時間を要してきました。これを部会ではなく、景観審議会ですべてやるということになった場合には、景観審議会が資源意見聴取会というものを1回あるいは2回開かないと結論が出ないといいますか、意見聴取がうまくできないことになってしまうと思います。

ですから、部会としては、その前さばきとして、審議会とは別に時間を割いて、それぞれの候補に関して、これは価値がある、こういう課題があるということを整理し、親会の審議会に報告し、それをベースに効率よく意見を審議会として市に述べるという段取りが現実的ではないかなという気がしております。

それを踏まえ、今回、ご提案していただいた変更について、二重審査になるというご指摘もありますけれども、現実的には妥当なプロセスではないかという認識でおります。

○小澤会長 ご説明をありがとうございます。一体的に扱うことの重要性、私権を制限する

ことに伴う裁量などから、実際の作業量を含め、部会長であります石塚委員からかなり詳しくご説明をいただきましたので、分かりやすくなったかと思えますけれども、その上でご質問やご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 今の流れ以外でこの件についてご質問やご確認されたいことがありましたらお願いいたします。

○東原委員 今、石塚委員がおっしゃられたことを改めてきちんと文章に整理した上で再審議といたしますか、提示されるかと思うのですが、今回、議事事項となっていますよね。ですから、扱いをはっきりしていただきたいと思います。

景観資源の指定、登録の進め方についてということで、今回が意見聴取なのかです。先ほど会長が決議するとおっしゃいましたけれども、そうだとしますと、今、石塚委員がおっしゃられたことを改めて文章として整理した上ではないと決議がなかなか取れないのではないかと思います。つまり、今回、決議事項だとすれば、成案の整理をした上で事務局から提案していただかないといけないのかなと思います。

私の希望としては、成案にするといいますか、文章としてきちんと整理し、議決を取っていただきたいということです。

それから、先ほどモエレ沼の件で指摘した三つ目がまだ解決していないので、申し上げます。

今、石塚委員が言われたとおり、私権の制限が伴う事項になります。先ほどモエレ沼の件のところで申し上げたかったのは、私権をどの程度制限されるのか、それから、助成金等が出ますけれども、どれくらいの費用を行政が出し、それに対してどのくらいの効果を期待しているのか、これが先ほどのモエレ沼の件の概要だけでは分かりませんでした。具体的に、モエレ沼について、変更時の届出の制約があり、維持・保全に関わる費用の一部助成があると22ページに書かれておりますけれども、現実的に、委員が賛成ですと言ったときに許容される制限なのか、そして、行政の支出が伴ってくると思いますが、それを認めた費用対効果が確かにあると言えるだけの理解ができる状態になっていないと思いますが、いかがかということです。

○小澤会長 議決事項として、議決に先立って成案を具体的にどうせoirするかは大事なポイントです。まず最初に、二つ目の点から事務局にお答えいただきたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 先ほどの件で回答が漏れており、申し訳ございません。

お配りした資料にはつけておりませんので、口頭での説明になってしまいますが、ご容赦ください。

まず、どれについても所有者の同意を得た上で指定、登録しますので、制限がかかることも理解していただいた上でとなります。その上で、東原委員、制限と費用については札幌景観資産についてお答えすればよろしいですか。

○東原委員 今回の質問はモエレ沼についてですので、札幌景観資産に指定された場合には

どういう制限がされ、どういう費用が助成されますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それでは、重要建造物については省略いたします。

札幌景観資産に指定された場合、所有権を移転するときや外観の変更をするときに行政に届出をしていただくことが義務づけられます。行政では、それを受理することでその行為は行えるようになるのですが、届出義務が発生するということです。

また、費用助成についてです。景観重要建造物等の助成要綱というものがあります。それに助成ができる対象行為が定められているのですが、その建造物を維持するための支出などが主で、1件当たり、最大で500万円、かつ、所有者が支出する費用の2分の1以下となっております。

○事務局（景観係長） 補足しますと、今回のモエレ沼公園自体は本市の所有になりますので、今説明させていただいた助成制度については民間所有の建物などが対象でして、今回は当てはまりません。

○東原委員 そうですね。

それで先ほど石塚委員のなぜ景観資産指定なのですかということに戻らと思うのです。私権の制限もされない、そして、補助もされない、市が持っているからということですか。そうしますと、景観資産として指定しましたという広報行為だけを目的とした指定だという整理がなされるかと思うのですが、それでよろしいのかということを知りたいのです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 先ほどの回答の中でもお答えしたつもりでしたが、石塚委員がおっしゃった二つの目的のうちの後者のほうで、行政としてきちんと評価、位置づけし、周辺にお住まいの方々、もしくは、市内外の方々に発信したいということが主な目的です。

○東原委員 ということを事前に書面化するなりしておいていただければ、これだけの議論をしなくて済んだのではないかと思います。以降の審議においては、ぜひ丁寧な事前説明、資料の提示をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 目的の部分の説明が不十分で申し訳ありませんでした。

○事務局（景観係長） 今、小澤会長の通信が切れてしまいましたので、少々お待ちください。

○小澤会長 すみません。回線が落ちてしまいましたが、接続が回復しました。

○事務局（景観係長） モエレ沼公園の話までは大丈夫ですか。

○小澤会長 東原委員からのご質問に事務局が答え始めてすぐのところで落ちてしまいました。

○事務局（景観係長） 今回の助成制度なり届出の義務に関し、モエレ沼公園については本市の施設であり、該当しないので、今回の指定の目的は、指定したことによるPRといえますか、広報面が主ですかという話があり、そのとおりだと回答させていただきました。

○小澤会長 分かりました。ありがとうございます。

続けて、石塚委員にご発言をいただいていたところでしょうか。

○石塚委員 先ほど、今回の審議事項について、景観資源部会と景観審議会の役割をもう少し明文化しないと議決に至らないのではないかというご指摘に対し、たたき台をつくって見ましたので、それを基にご議論をいただいてもよろしいですか。

○小澤会長 今、ご提示いただけるということですか。

○石塚委員 はい。

17ページのまとめのところをご覧ください。

この表の変更後の文章がどうあるべきかに尽きると思いますが、今、「景観資源部会で審議し、審議結果を踏まえつつ」とありますよね。この「審議」と「意見聴取に対して意見を言う」ということの違いが明確ではないというところが議論の混乱を招いている大きな要因かなと思います。

ですから、「景観資源部会においてあらかじめ指定の妥当性について議論し、その結果を踏まえて景観審議会で意見聴取」としてはどうかと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○小澤会長 ご提案をありがとうございます。

ただいま石塚委員からご提案をいただきましたけれども、これについてご意見やご質問等はありませんか。

○東原委員 今、石塚委員に整理していただいて非常にクリアになったと思いますし、その前提で賛成いたします。

○小澤会長 ほかにございませんか。

○皆川委員 やはり、最後の意見聴取というところで、誰が意見聴取するのかが私にとってはまだクリアではありません。審議会の委員の皆さんが部会の検討結果について意見をするのか、札幌市長が意見を聴取するのかを明確にしていただかないとクリアではないということです。

○石塚委員 今の皆川委員のご指摘にはごもっともな部分があって、突然、意見聴取と書かれると誰が誰に対してという疑問が生じてしまうということですが、事務局としては、恐らく、条例を踏まえて意見聴取という言葉が使われていると思うのですね。

資源の登録等に関しては、「市長は景観審議会に意見を聴くことができる」という条例の条文になっていますので、それを踏まえて意見聴取とおっしゃっているのだと思います。

ですから、今回の審議事項の変更後の意見聴取について、もう少し詳しく書くとすれば、「市長は」と最初に入れて、「意見を聴くこととする」とすれば、よりクリアになると思うのですが、そもそも条例の条文にあるということを踏まえれば、そういう認識だと各委員が理解できれば、審議事項の文章そのものを変更する必要までないのかなという気がしています。

○皆川委員 条例どおりということであれば理解できます。

○小澤会長 あくまでも条例に基づいてのこととなるということで、そのご説明で私もよいかと思います。

ほかにご意見やご質問があればお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 それでは、ここで決を採りたいと思います。

資源部会の所掌事務を変更することについて、今、石塚委員からご指摘していただいた説明を加え、審議会と部会の作業を明確化するという条件の下で賛成していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小澤会長 全員賛成です。

それでは、この内容で進めることにいたします。

どうもありがとうございました。

本日あったご意見については、私と石塚部会長、事務局で調整させていただきます。

なお、これについてはフロー図の作成も必要かと思います。それも整え、委員の皆様と共有したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、若干の時間を残しておりますが、全体を通してご意見やご質問があればお願いいたします。

[非公開情報を含む審議のため傍聴者一時退室、その後再入室]

○松田委員 私からは議論したいことではなく、お願いに近いことで3点ほどあります。

一つ目は、景観活用資源についてですが、もっと増やしていただきたいという思いが強いです。先ほどの事務局の説明では、かなりまとまった数の洗い出し作業をしていますということでしたので、ぜひ一つでも多くと思います。この制度の目的を考えますと、たくさん指定することも非常に大事だと思いますので、洗い出しに期待しております。

同じく、活用資源について、今回、旧札幌麦酒製麦所の指定が決まったとの報告がありましたが、前回のこれに関する議論のとき、バス停のところやショッピングモールの見え方など、この建物単体だけではなく、周りも大事だと申し上げたかと思います。それは、柳田家住宅のときに駐車場の話と同じです。

最終的に指定されたとき、報告でも構いませんので、そういった意見に対し、相手方にどう伝えているのか、あるいは、資料にそういったことが書かれたのか、書くことはできなかったけれども、所有者からどのような回答があったなど、そういう報告をしていただけるとよいのかなと思います。

二つ目は、石塚委員からもありましたとおり、モエレ沼は景観重要公共施設に指定すべきだと思います。ただし、札幌市の考えも十分に理解できます。ですから、今回は第1弾として札幌景観資産、それから、今後、景観まちづくり指針の策定をあの地区でやっていく中で、次のステージとして、景観重要公共施設の指定についてぜひ検討していただきたいということをお願いします。

全国の景観計画の調査や研究をやっていますが、この制度があまり有効に使われておりません。特に、北海道内の景観計画において、どうも所有者に付度してなのかどうかは分かりませんが、景観重要公共施設の指定が非常に少ないということがあります。札幌市が

できなければ、ほかの自治体ではできないと思います。政令指定都市の札幌市が勇気を持ち、国や道、あるいは、自分たちが持っているものを指定していただければと思います。

これは景観法がかかりますし、かなりの効果が期待できますので、ぜひご検討をいただければと思います。

最後ですが、毎年、1回目の審議会のときに届出制度のことがあり、今年度も五十何件の届出があったという報告がありました。あれについて何ら異論はないのですが、たとえば私どもが専門の橋梁の塗装色についてですが、明らかに現在の色が景観にそぐわないものがあるのですけれども、結局、同じ色で塗られており、届出上、同じ色だから問題ないとなっている事例があります。

これはごく一例ですけれども、届出の前に過年度前の届出で分かっていたら、事前にもう少しよくなりませんかということで、次のときにはもっと調和するものになりましたという報告が受けられれば、札幌はどんどんよくなるのかなと思います。

これは期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 まさに審議会だからこそ申し上げられる意見だと承りましたが、今のことについて事務局から何かございませんか。

○小澤会長 それでは、お願いいたします。

○事務局（景観係長） 最後の部分になりますけれども、届出制度、特に橋梁についてです。

橋梁に限らず、色の塗り替えについてはなかなか難しいところがございます。もちろん、松田委員がおっしゃったように、同じ色だからいいというわけではなく、そのときの現状に即し、この色は変えられないか、周辺に調和したもっといい色があるのではないかという協議は都度させていただいております。

ただ、届出の中で同じ色をどうしても使いたいというお話があったとき、それが景観の色彩の基準に適合していれば、よりいいものがあったとしても、最終的にはお受けすることになります。

協議の中でご検討をいただけないかという議論はさせていただいておりまして、今後もう少し見守っていただけたらと思います。

届出のご報告の際にももう少し詳細にご報告することも、次回までに検討させていただきたいと思います。

次に、モエレ沼の関係ですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 指定後の所有者とやり取り、その後の経過などは、機を見て、今回のような場で報告するように意識したいと思います。

また、重要公共施設の指定についてです。

正直、最初の頃、景観地区がいいのか、景観まちづくり指針でいいのかなど、事務局で検討した経緯はあるのですが、今回は先ほどお話したような経緯で景観まちづくり指針であり、資産の指定とさせていただいた次第です。

重要公共施設については、松田委員からこれまでの審議会でも何度かご意見をいただいておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○小澤会長 審議会の回数も時間も非常に限られておりますけれども、委員の皆様からの確かな意見をいただけるよう、報告事項等はまめにいただくほうがいいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

予定していた時間を若干過ぎておりますけれども、ほかに何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 私の通信環境が悪く、途中で中断させてしまい、大変申し訳ございませんでした。また、傍聴者について、オンラインですと、傍聴者の状況が空間的に把握できず、申し訳ありませんでした。

○石塚委員 会長、欠委員が手を挙げられております。

○小澤価値 それでは、お願いいたします。

○欠委員 補足資料の最後の景観資源マップに触れてもよいのですか。

○小澤会長 お願いします。

○欠委員 一番最後の景観資源マップについてです。

細かいことですがすみません。間違っていたらごめんなさい。

下のほうに赤色で国指定重要文化財とあり、何か所かありますよね。もちろん、赤れんが庁舎、あるいは、時計台、豊平館はいいとして、幾つかについては国指定の重要文化財ではないだろうと思われるものがありますので、事務局で確認していただければと思います。

札幌資料館にしても、北大の中にある幾つか、あるいは、植物園や博物館など、国指定の重要文化財ではないと思うのです。それらが入っていますので、事務局で確認してみてください。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 改めて精査したいと思います。

○小澤会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 先ほどおわびを申し上げている途中でしたけれども、空間的に共有していないということで傍聴席の様子が分からず、仕切りが悪くなり、大変失礼いたしました。

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。

以上で議事を終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 本日も、長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

本日の審議会の内容については、個人に関する情報など、非公開情報を除き、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、メール等にて皆様にご確認をいただいた上でホームページにて公開いたします。

また、委員の皆様にもお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会ですが、来週の10月29日金曜日の午前10時からを予定しております。

リモート参加の委員の皆様には、別途、参加URL等をご案内いたします。会場出席の委

員の皆様におかれましては、会場は同じくカナモトホールですが、会議室が代わりまして、第3会議室となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

最後に、追加でご意見を頂戴したのですが、さらにご意見がございましたら、期間が短くて恐縮ですが、10月29日金曜日までに事務局までお送りくださいますようお願いいたします。

なお、本日、モエレ沼公園の景観資産の指定についてご議論をいただいたところですが、指針との関連についてご指摘がございました。次回の議事事項がモエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針についてですので、景観資産についての関連するようなご意見等がございましたら、次回のご審議の中でお話しいただいても結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和3年度第2回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

令和３年度第２回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（11名出席）

石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所	顧問
岡本 浩一	北海学園大学工学部	教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院	教授
欠 政信	市民	
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部	講師
早川 陽子	一般社団法人北海道建築士会 情報委員会	副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
東原 幸生	札幌商工会議所 都市・交通委員会	副委員長 (交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム	上席研究員
皆川 智司	市民	
山本 明恵	NPO法人さっぽろ 住まいのプラットフォーム	理事長 (恵和建築設計事務所 代表)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区	常任理事 (五十音順)

○札幌市（４名出席）

都市計画部長	田坂 隆
地域計画課長	上田 さおり
景観係長	青木 うみ
景観まちづくり担当係長	林 健司